

◆◇ 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 登録・認定基準 ◇◆  
 【別表5 畜産物（鶏卵）】（1/4）

管理区分	生産管理要件	適用区分 (注1)	
		品目番号 農場	卵選別 包装施設
		201	202
衛生	<b>1 衛生管理</b> (1) 衛生管理プログラムが作成されていること。 本プログラムに基づいた管理を行い、その記録を保存していること。	■	■
	<b>2 入雛管理</b> (1) 導入雛は、適切な衛生管理を行っている種鶏場又は育雛場から導入し、初生雛についてはその種鶏群、その他雛についてはその群についての3か月以内のサルモネラ（SE、ST）検査陰性成績が添付されていること。 (2) 雛の搬入車両及び輸送箱は消毒済みの証明書が添付されていること。 雛の受け渡しは農場入口で搬入車両を十分に洗浄・消毒の上行われていること。 (3) 入雛時には立ち会い、入雛羽数・健康状態を確認し、その記録を保存していること。 また、敷料又は鶏糞のサルモネラ（SE、ST）検査をし、その記録を保存していること。 (4) 「雛受入に異常があった場合の対応マニュアル」が作成されていること。 異常時にはマニュアルに基づいて対応し、その記録を保存していること。	■	—
生産	<b>3 飼養管理</b> (1) 鶏の健康に係る管理は次のとおり行う。 ① 鶏の健康状態を毎日観察するとともに、死亡羽数を確認し、その記録を保存していること。 ② 鶏に異常があった場合は、直ちに獣医師の診断・指導を受け適切に処置し、その記録を保存していること。 ③ 抗菌剤・ワクチン等の要指示薬を投与する場合は、獣医師の指示に基づき投与し、その記録を保存していること。	■	—
	(2) 飼料に係る管理は次のとおり行う。 ① 飼料・飼料添加物は「飼料安全法」に適合したものであること。 飼料については「名称」、「受入数量」及び「受入月日」並びに「成分表」、「製造年月」及び「製造ロット」などの生産履歴情報についての記録を保存していること。 また、飼料添加物を使用した場合についてはその使用についての記録を保存していること。 自家配合を行う場合は、原材料名、数量等の記録を保存していること。 ② 飼料は、飼料の種類毎に6回/年以上サルモネラ検査を実施している工場由来で、陰性であることが確認されていること。 ③ 飼料は異物混入がなく、変敗しないよう管理されていること。 ④ 基本となる「飼料給与プログラム」が作成されていること。 鶏舎の飼料タンク毎に投入した飼料の「名称」、「月日」及び「数量」の記録を保存していること。 (3) 飼育に使用される水は、水道水又はサルモネラ陰性であること。 水道水以外又は水道水であっても貯水槽から給水する場合は、サルモネラ検査を1回/年以上行い、その記録を保存していること。 (4) 毎日の鶏舎温度記録（最高・最低温度）を保存していること。	■	—

【別表5 畜産物（鶏卵）】（2/4）

管理区分	生産管理要件	適用区分 (注1)	
		品目番号	
		農場	卵選別包装施設
		201	202
生産	<b>4 施設管理</b> (1) サルモネラ菌に係る管理は次のとおり行う。 ① 鶏舎内の糞便等についてのサルモネラ検査を各鶏舎毎に4回/年以上実施し、その記録を保存していること。 ② 「サルモネラ陽性の場合の対応マニュアル」が作成されていること。 陽性時にはマニュアルに基づいて対応し、その記録を保存していること。（注2） (2) 「衛生動物及び害虫駆除マニュアル」が作成されていること。 マニュアルに基づいて実施し、その記録を保存していること。 (3) 農場の出入りに係る管理は次のとおり行う。 ① 農場の出入口には人及び車両のための消毒施設が整備されており、適切な消毒を実施していること。 ② 車両・人の出入りを確認し、その記録を保存していること。 ③ 消毒液の交換記録を保存していること。 (4) 「施設及び使用器具の清掃・消毒マニュアル」（日常管理、鶏（雛）導入前管理）が作成されていること。 (5) 施設の保守点検及び適切な補修を行い、その記録を保存していること。 (6) 農場に出入りする場合には手を消毒し、専用衣・履物等を使用していること。 (7) 飼料タンク・保管庫はネズミ等が容易に侵入できない構造となっていること。 (8) 廃鶏かごは受け入れ時に消毒し、その記録を保存していること。	■	—
	<b>5 作業管理</b> (1) 作業者の健康に係る管理は次のとおり行う。 ① 作業者がインフルエンザ、赤痢、食中毒等の感染症を発症している時は作業に従事させないものとし、毎日の作業者の出勤記録を保存していること。 ② 作業者は、1回/年以上の健康診断及び2回/年以上の検便検査を受けていること。	■	—
	<b>6 集卵管理</b> (1) 抗菌剤等を投与した場合は、出荷制限期間を確認の上、集卵していること。 (2) 集卵時は検卵を行い、食用不適卵と正常卵を区別し、その記録を保存していること。 (3) 集卵の保管に関する基準を定め、適切に保管していること。 また、温度記録（保管中の施設内最高温度）を保存していること。 (4) 「集卵日」、「出荷日」、「出荷量」を確認し、その記録を保存していること。 (5) 本制度登録認定の対象外となる卵がある場合は、混入防止措置を講じていること。 (6) 本登録・認定基準によって登録・認定されている卵包装選別施設による処理を行う集卵管理ができていないこと。	■	—

【別表5 畜産物（鶏卵）】（3/4）

管理区分	生産管理要件	適用区分 (注1)	
		品目番号	
		農場	卵選別包装施設
		201	202
出荷（卵選別包装施設）	<b>7 製品管理</b>	-	■
	(1) 原則、卵選別包装施設の衛生管理要領（厚生省通知 平成10年第1674号）に従うこと。		
	① 原料卵の「搬入年月日」、「搬入量」、「採卵養鶏所の所在地及び氏名」、「集卵日」及び「入荷不適切な原料卵がない」ことを確認し、その記録を保存していること。 ※詳細は卵選別包装施設の衛生管理要領に従う。		
	② 農場から受け入れた原料卵保管に関する基準を定め、適切に保管していること。 また、温度記録（保管中の施設内最高温度又は原料卵温度）を保存していること。		
	③ 原料卵は採卵養鶏場ごと、搬入年月日ごと区分していること。		
	④ 洗卵は、重度汚卵等を除いた後に、適正な水（飲用適水、温度管理、殺菌剤使用）で、適正な方法（流水式、衛生的なブラシ）で行い、水温については検査を行い、その記録を保存していること。 水温は、30℃以上かつ原料卵の温度（室温で代用可）より5℃以上高くすること。 ※詳細は卵選別包装施設の衛生管理要領に従う。		
	⑤ 洗卵方法は適正であることが確認できる検査結果を保存していること。 殺菌剤が適正であることが確認できる検査結果を保存していること。		
	⑥ 洗卵後、速やかに卵を乾燥していること。 乾燥に用いるブラシは清潔で衛生的なものを使用していること。		
	⑦ 検卵は透過光線その他の確に選別できる方法で、選別可能な速さで行われていること。 検卵にあたっては、原料卵を正常卵、A～D級破卵、汚卵、軟卵、異物混入卵、血玉卵又はみだれ卵等に選別し、生食用、液卵、加熱加工用又は食用不適卵に区分し、その記録を保存していること。 ※詳細は卵選別包装施設の衛生管理要領に従う。		
	(2) 毎日、作業前に使用する器具の点検を実施し、その記録を保存していること。		
(3) 本制度登録認定されている原料卵を使用していること。 本制度登録認定されていない原料卵を扱っている場合は、混入防止措置を講じていること。			
<b>8 施設管理</b>	-	■	
(1) 原則、卵選別包装施設の衛生管理要領（厚生省通知 平成10年第1674号）に従うこと。			
① 毎日、作業終了後、処理室、ブラシ、コンベア等を衛生的に管理し、その記録を保存していること。			
② 「衛生動物及び害虫駆除マニュアル」が作成されていること。 マニュアルに基づいて実施し、その記録を保存していること。			
③ 施設に出入りする場合には手を消毒し、専用衣・履物等を使用していること。			
④ 卵選別包装施設出入口には、車両消毒施設が整備されていること。 適切な車両消毒を実施していること。			
⑤ 施設の保守点検及び適切な補修を行い、その記録を保存していること。			
<b>9 作業管理</b>	-	■	
(1) 作業者の健康に係る管理は次のとおり行うこと。			
① 作業者がインフルエンザ、赤痢、食中毒等の感染症を発症している時は作業に従事させないものとし、毎日の作業者の出勤記録を保存していること。			
② 作業者は、1回/年以上の健康診断及び2回/年以上の検便検査を受けていること。			
<b>10 出荷管理</b>	-	■	
(1) 原則、卵選別包装施設の衛生管理要領（厚生省通知 平成10年第1674号）に従うこと。			
① JAS法等関係法律等を遵守し、容器包装・表示を行っていること。			
② 出荷卵保管に関する基準を定め、適切に保管していること。 また、温度記録（保管中の施設内最高温度）を保存していること。			
③ 輸送車両の温度に関する基準を定め、適切に温度管理をしていること。			
④ 包装（外包装）及び容器包装は、衛生的で清潔なものをを用いていること。			
(2) 「出荷先」、「出荷日」、「出荷数量」、「規格」等の出荷記録を保存していること。			

【別表5 畜産物（鶏卵）】（4/4）

管理区分	生産管理要件	適用区分 (注1)	
		品目番号	
		農場	卵選別包装施設
		201	202
出荷（卵選別包装施設）	<b>11 検査管理</b>	—	■
	(1) 卵選別包装施設内の機器・床面及び卵殻・卵内容のサルモネラ検査を4回/年以上行い、その記録を保存していること。  (2) 「サルモネラ陽性の場合の対応マニュアル」が作成されていること。 陽性時にはマニュアルに基づいて対応し、その記録を保存していること。（注3）		
管理体制	<b>12 情報提供システム</b>	■	■
	(1) 情報提供（生産工程履歴の記録、問い合わせ、クレーム等）について、消費者からの要望に応えられる体制を有しており、その記録を保存していること。		
	<b>13 内部研修</b>	■	■
(1) 認証基準を遵守するための内部研修が実施されていること。			
<b>14 内部検査</b>	■	■	
(1) 認証基準に基づく内部検査が実施されていること。			
環境	<b>15 排せつ物等の適正処理管理</b>	■	—
	(1) 「家畜排せつ物法」に基づき、次のとおり家畜排せつ物の適切な保管・管理を行っていること。 ① 管理基準に基づく施設で管理していること。 ② 施設の保守点検及び適切な補修を行い、その記録を保存していること。 ③ 排せつ物の年間の発生量、処理方法及び数量についての記録を保存していること。		
	(2) 悪臭や害虫の発生、水質汚濁の防止の措置を行っていること。		
	(3) たい肥等に利用していること。		
	(4) たい肥等の流通が確保されていること。 (5) 廃棄物は適正に処理されていること。		
努力事項	<b>16 消費者交流</b>	□	□
	(1) 安心食材表示制度の普及を目的とした消費者との交流に協力していること。		
<b>17 予防知識の習得</b>	□	—	
(1) 伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めていること。			
登録者規範	<b>18 登録者規範同意</b>	■	■
	(1) 認定・審査機関は、制度の趣旨・目的に反する行為が確認された場合、他の登録認定条件を満たしても、登録判定会・認定審査会の判断により、認定取消取消も含めて処分を決定できる。		
	(2) 表示にあたっては、消費者に誤認を与えないよう配慮する責務があるものとし、登録判定会・認定審査会が安心食材の表示に関し、消費者へ誤認を与えると判断した場合は、その指示に従い改善する。 (3) 登録者は、関係法令を遵守すること。		

(注1) ■は必ず実施しなければならない取組です。（必須）

□は努力をお願いする取組です。（努力要請規定）

(注2) サルモネラSE陽性時の場合は、家畜保健衛生所及び(財)三重県農林水産支援センターに連絡し、衛生管理については家畜保健衛生所の指導、表示票の使用については(財)三重県農林水産支援センターの指示に従う必要があります。

(注3) サルモネラSE陽性時の場合は、家畜保健衛生所及び(財)三重県農林水産支援センターに連絡し、表示票の使用については(財)三重県農林水産支援センターの指示に従う必要があります。